全国医師協同組合連合会

団体所得補償保険制度

(所得補償保険・団体長期障害所得補償保険・代診費用保険(事業主費用補償特約セット所得補償保険))



新規は満79歳まで 継続は満89歳まで 加入できます。

(所属員の場合) (所得補償保険・ 代診費用保険のみ)



病気やケガで就業不能または就業障害のとき、あなたの収入を補償 就業不能中の代診医師の雇い入れ費用を補償

病院、医院経営に必須の保険です。【法人契約もできます。】

団体契約のため、保険料は30%割引です。

1年間無事故の場合、無事故戻し返れい金あり。

※中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はありません。(所得補償保険のみ)

日本国内・国外、24時間幅広い補償です。

医師の診査は不要で、いつでも加入できます。

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。

地震、噴火またはこれらによる津波等の天災によって 被ったケガによる就業不能または就業障害も補償されます。

保険期間/令和7年9月1日午後4時から令和8年9月1日午後4時まで

募集期間 / 令和7年7月より随時 ※保険期間の中途で加入される場合は、毎月、受付しています。

団体所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の特長

病気やケガによる所得を補償します。

保険金のお支払方法等重要な事項は、7ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

万一、病気やケガで就業不能または就業障害となった場合に、所得を補償します。 ※所得とは、勤労によって得られる所得をいいます。(利息収入等は含まれません。)

業務中・業務外、国内・国外の病気・ケガを問わず補償します。

※世界中で24時間補償、幅広い補償で安心

入院中のみでなく、医師の指示による自宅療養中も補償します。

※入院・医師の指示に基づく自宅療養など、就業不能または就業障害期間の所得を補償します。 ※休院か否かは支払要件に関係はありません。

1年間無事故の場合、保険料の20%を無事故戻し 返れい金としてお返しします。

【所得補償保険のみ】

※保険期間中途で脱退された場合には、『無事故戻し返れい金』はお返しできません。

天災(地震、噴火またはこれらによる津波) により生じた身体障害による就業不能 または就業障害も補償します。

【天災危険補償特約セット】



保険料

20% 無事故返れい金

としてお返し

1年間無事故 の場合

医師の診査は不要!告知書にてご加入でき 手続きは簡単です。

※告知内容によっては、ご加入をお断りする場合があります。



傷害特約をセットしたプランもあります。

【所得補償保険のみ】

※ケガによって、事故の発生の日からその日を含めて180日 以内に死亡されたとき、死亡保険金をお支払いします。

※ケガによる後遺障害の場合も、程度に応じて保険金額の 4%~100%をお支払いします。





団体割引30%を適用していますので、 割安です。 重 個人

団体割引 **30%** 割安

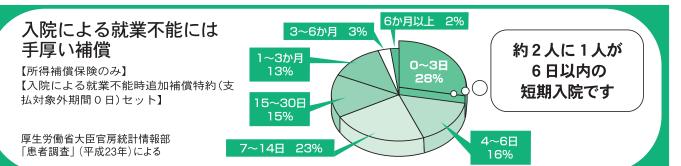
所得補償保険は安心の長期補償、最長2年間(または1年間)補償します。さらに団体長期障害所得補償保険で延長可能です。

※支払対象外期間(7日または4日)後、最長で2年間 (または1年間)が保険金支払対象期間となります。長期 の就業不能時安心して療養に専念できます。



精神障害の一部を補償します。

※気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症等一部の精神障害が補償対象になります。(アルコール 依存、薬物依存等は対象とはなりません。)【所得補償保険 精神障害拡張補償特約セット】



(注) 初めて特約をセットした契約の保険開始前にすでにかかっている病気やケガにより就業不能になった場合は、特約部分については、保険金 支払対象にはなりません。

保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金をお支払いするまで契約を継続できます。 [所得補償保険のみ]

- ※がん、心筋こうそく等の大きな病気等をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず、継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。
- *対象期間は、最長2年(または1年)です。支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- *通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。
 - (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

従業員の給与費

196万円/月

告知の大切さについてのご説明

十α/月

- ●告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ●<u>告知の内容が正しくないと</u>、ご契約の全部または一部が解除になり保険金が<u>お受け取りいただけない</u>場合があります。 ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

(例)個人診療所の先生が休診となった場合… 平常時の医業収入(平均) 714万円/月 収入がストップした状況で、 『現在の生活水準維持』 生活のために必要な費用 『従業員の給与補償』 医薬品·材料費 183万円/月 160万円/月 『診療所家賃・リース・借入金返済等』 など、休診となっても平常時に近い 休診時不要 現在の生活水準の維持 大きな経費・出費を毎月余儀なくさ 現在の生活費 れます。 マイホームのローン 子供の教育費保険料 診療所家賃 リース費用 貯蓄· 借入金返済 減価償却 保険料 その他の費用・

左記例の場合 毎月 379万円 + αの費用が 必要となります。

中央社会保険医療協議会「医療経済実態調査(平成23年6月)」 記載の一般診療所(個人)の医業収支などをベースに算出

◆月払保険料表例【所得補償保険】



月額補償は5万円単位でご加入いただきます。

精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約・入院による就業不能時追加補償特約セット 【保険期間1年.職種級別1級.団体割引30%】

支払対象外期間 7日・入院のみ支払対象外期間0日

●保険金額(月額) 1口5万円

基

の

2年 対象期間 1年 名 B 1 2 1 B 2 2 1 本契約 25~29歳 495円 595円 30~34歳 590円 725円 35~39歳 725円 935円 40~44歳 905円 1,210円 45~49歳 1,085円 1,475円 50~54歳 1,720円 1,240円 55~59歳 1.830円 1,310円 1,910円 60~63歳 闸 1,360円 1,360円 64~69歳 70~74歳 2,080円 75~79歳 2,830円

80歳以上の方の保険料は取扱代理店までお問合せ下さい。

●保険金額(月額) 1口5万円 傷害特約保険金額250万円

	対象期間	- 1	1年	2年	
	型名		B 1 1 1	B 2 1 1	
	25~29歳		732円	832円	
	30~34歳		827円	962円	
	35~39歳		962円	1,172円	
	40~44歳	月々のお支払保険料(円)	1,142円	1,447円	
	45~49歳		1,322円	1,712円	
齢	50~54歳		1,477円	1,957円	
(歳	55~59歳		1,547円	2,067円	
	60~63歳		1,597円	2,147円	
5	64~69歳		1,597円		
	70~74歳		2,317円		
	75~79歳		3,067円		
	満年齢(歳)	型 名 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 55~59歳 60~63歳 64~69歳 70~74歳	型 名	型 名 B111 25~29歳 30~34歳 35~39歳 40~44歳 45~49歳 50~54歳 (歳) 60~63歳 64~69歳 70~74歳 70~74歳 B111 732円 327円 1,142円 1,322円 1,477円 1,547円 2,317円	

※傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

◆月払保険料表例【所得補償保険】

月額補償は5万円単位でご加入いただきます。

精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約・入院による就業不能時追加補償特約セット【保険期間1年.職種級別1級.団体割引30%】

支払対象外期間 4日・入院のみ支払対象外期間0日

●保険金額(月額) 1口5万円

\sim		対象期間		1年	2年		
基		型名		C 1 2 1	C 2 2 1		
4 切		25~29歳		555円	670円		
基本契約		30~34歳		650円	800円		
の		35~39歳		780円	985円		
み		40~44歳	月々の	940円	1,225円		
	満年	45~49歳	のおせ	1,115円	1,5 10円		
	齢	50~54歳	煲	払足	1,290円	1,760円	
	(歳	55~59歳		1,370円	1,885円		
	_	60~63歳	·· 例	1,415円	1,980円		
		64~69歳		1,415円			
		70~74歳		2,170円			
		75~79歳		2,945円			
1							

80歳以上の方の保険料は取扱代理店までお問合せ下さい。

●保険金額(月額) 1口5万円 傷害特約保険金額250万円

$\overline{}$		対象期間	- 10	1年	2年	
傷		型名		C 1 1 1	C 2 1 1	
傷害特		25~29歳		792円	907円	
約		30~34歳		887円	1,037円	
*		35~39歳		1,017円	1,222円	
※つき)		40~44歳	月々のお支払保険料(円)	1,177円	1,462円	
<u> </u>	満年	45~49歳			1,352円	1,747円
	齢	50~54歳			1,527円	1,997円
	(歳	55~59歳		1,607円	2,122円	
	_	60~63歳		1,652円	2,217円	
		64~69歳		1,652円		
		70~74歳		2,407円		
		75~79歳		3,182円		

※傷害による死亡・後遺障害補償特約をいいます。

【お支払いいただく月払保険料】

1口あたり月払保険料		加入口数	6	お支払いいただく月払保険料
円	×	П		円

3

◆月払保険料表例【団体長期障害所得補償保険】 【対象期間5年】保険金額(月額) 1口10万円

-男女別-保険金額は10万円単位でご加入いただきます。 【保険期間1年.団体割引30%】

天災危険補償特約・精神障害補償特約セット

支払対象外期間		60日	_		90日			372日			737日		
満年齢(歳)	型名	男性	女性	型名	男性	女性	型名	男性	女性	型名	男性	女性	
25~29歳		540円	387円		359円	256円		266円	193円		234円	182円	
30~34歳		611円	543円		389円	352円		292円	277円		259円	246円	
35~39歳		779円	818円		506円	556円		376円	430円		342円	397円	
40~44歳		1,126円	1,302円		782円	950円		610円	742円		555円	699円	
45~49歳	ĸ	1,721円	2,015円		1,257円	1,543円	Α	993円	1,234円	В	927円	1,170円	
50~54歳		2,553円	2,847円	_	2,068円	2,404円	, ,	1,764円	2,085円		1,668円	1,991円	
55~59歳		4,043円	4,138円		3,609円	3,805円		3,094円	3,295円		2,948円	3,171円	
60~64歳		6,847円	6,308円		6,643円	6,235円		5,420円	5,115円		5,225円	4,981円	
65 歳		10,229円	8,678円		10,445円	8,925円		8,275円	7,125円		7,951円	6,931円	
66~69歳	0	6,710円	5,659円	Р	6,756円	5,736円	G	5,356円	4,556円	Н	5,152円	4,432円	

※満66~69歳の方の対象期間は3年となります。

【対象期間70歳まで】保険金額(月額)1口10万円

	MANAGE TO PROPERTY OF THE PARTY												
支払対象外期間		60日		90日			372日				737日		
満年齢(歳)	型名	男性	女性	型名	男性	女性	型名	男性	女性	型名	男性	女性	
25~29歳		1,280円	1,036円		899円	736円		945円	833円		904円	802円	
30~34歳		1,481円	1,452円		989円	1,011円		1,031円	1,107円		969円	1,055円	
35~39歳		1,899円	2,177円		1,286円	1,565円		1,276円	1,629円		1,192円	1,557円	
40~44歳		2,725円	3,431円		1,952円	2,599円		1,929円	2,651円		1,794円	2,518円	
45~49歳	М	4,040円	5,034円	N	3,036円	3,992円	С	2,902円	3,933円	D	2,706円	3,699円	
50~54歳		5,482円	6,436円		4,547円	5,563円		4,443円	5,583円		4,087円	5,180円	
55~59歳		7,322円	7,707円		6,607円	7,174円		6,062円	6,674円		5,427円	6,000円	
60~64歳		8,717円	8,078円		8,442円	7,954円		6,620円	6,275円		5,455円	5,191円	
65 歳		6,710円	5,659円		6,756円	5,736円		5,506円	4,686円		5,302円	4,551円	
66~69歳	0	6,710円	5,659円	Р	6,756円	5,736円	G	5,356円	4,556円	Н	5,152円	4,432円	

※満66~69歳の方の対象期間は3年となります。

- ○ご注意 ※保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
 - ※年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
 - ※ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険 料が変更になります。
 - ※健康保険などの公的医療保険制度からの給付なども考慮のうえ、基本補償の保険金額の設定についてをご確認のう え、適切な保険金額をお決めください。他の保険契約等(注)と合わせて補償額が平均月間所得額を超える場合、お 支払いする保険金は合算で平均月間所得額が限度となります。他の保険会社にご加入の場合は特にご注意ください。
 - (注)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償 保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の 保険契約または共済契約をいいます。
 - ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがあ りますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成 立しませんので、ご了承ください。
 - ※本保険は介護医療保険料控除の対象となります。

ただし、傷害による死亡・後遺障害補償特約保険料を除きます。(令和7年5月現在)



超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、 支払対象外期間(4日または7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日または7日以内の短期の入

院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。

代診費用保険(事業主費用補償特約セット所得補償保険)

万一先生方が病気・ケガで働けなくなった場合の 就業不能中の代診医師の雇い入れ費用を補償します。

1. 補償内容

病気やケガによる 就業不能による代診 地震





也震、噴火または これらによる *を*

津波によって被ったケガによる 就業不能による代診

(天災危険補償特約)

精神障害による代診

(精神障害拡張補償特約)

気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能はお支払いの対象となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません。)。



医師の指示による自宅療養 の場合の代診医師の雇い入 れ費用を補償します。

津波

- ◎被保険者(保険の対象となる方)が日本国内・国外において保険期間中に、病気またはケガによって就業不能*となった場合に保険金をお支払いします。
- ※パンフレット10ページ「用語のご説明」をご覧ください。
- ※保険金のお支払方法等重要な事項は、7ページ以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

[2.] 保険金をお支払いする場合とお支払いする保険金

保険金をお支払いする場合

保険期間中(1年)に病気またはケガにより入院または 医師の指示による自宅療養となり、医師として全く業務 に従事できなくなり、その業務を直接代行する医師に対 し実際に支払った費用があった場合



お支払いする保険金

保険金額(補償限度額)の範囲内で **代診費用保険金**(下記参照)が支払われます。

※入院による就業不能以外の就業不能は初日から7日間 (または4日間) は支払対象外期間となります。

代診費用保険金・・

加入された先生が保険期間に就業不能となり、その直接の結果として代診費用(代行者雇い入れ費用)として実際に支出した、代診医師の給与、手当等の費用、代診医師求人広告費を保険金としてお支払いします。

保険金のお支払例

月額保険金額150万円にご加入のA先生の場合

A先生は6月30日に脳こうそくとなり7月1日に診療を受けました(初診)。7月1日から9月10日まで入院した後、10月14日まで医師の指示による自宅療養となり、10月15日から診療を再開しました。その間7月5日から10月14日まで週5回、計70回の代行医師の雇い入れをし、350万円支払いました。また代行医師の求人広告として10万円を負担しました。



入院による就業不能の場合、 手厚い補償になっています。

・この保険では、就業不能になった日からその日を含め、継続した就業不能が支払対象外期間(4日または7日)を超えた場合に、支払対象外期間終了の翌日から保険金をお支払いします。なお、入院による就業不能については、支払対象外期間(4日または7日)の間の入院期間についても保険金をお支払いします。4日または7日以内の短期の入院を複数回された場合、2回目以降の短期の入院についてはお支払いできないことがあります。



■代診費用補償限度額

①6/30~························ 0円 (初診前=就業不能期間外) ②7/1~9/30········ 4,500,000円 (3か月分)

③10/1~10/14······ 700,000円 (=1,500,000円×30日) 計 5,200,000円

■お支払いする保険金

①代行医師雇い入れ費用…3,500,000円 ②求人広告費………100,000円

計 3,600,000円 (<5,200,000円)

※3,600,000円がお支払いとなります。

※実際のお支払いはご加入の内容やおケガ・損害の状態により異なります。

3. 保険料表

支払対象外期間 7日または4日·入院のみ支払対象外期間0日 事業主費用補償特約・精神障害拡張補償特約・天災危険補償特約 入院による就業不能時追加補償特約セット

【保険期間1年.職種級別1級.団体割引30%】

保険金額は5万円単位で ご加入いただきます。

6

(支払対象外期間7日)

(支払対象外期間4日)

其		対象期間		1年		対象期間		1年				
(基本契約のみ)		型名		BDS		型名		CDS				
攰		25~29歳 495円		25~29歳		555円						
約		30~34歳	月	590円		30~34歳	月	650円				
ا ا	\++	35~39歳	\(\frac{1}{2}\)	725円	,++	35~39歳	\d	780円				
ス	満	40~44歳	905円 満 4	40~44歳	のか	940円						
<u>~</u>	年	45~49歳	お支払	1,085円	年	45~49歳	又	1,115円				
	齢	50~54歳	払	1,240円	齢	50~54歳		1,290円				
	$\overline{}$	55~59歳	保	1,310円	保	1,370円						
	歳	60~64歳	成 1,300 円	保険料	険	険	険	険	険	険	保 1,310円	1,415円
)	65~69歳			65~69歳		1,415円					
		70~74歳	円	2,080円		70~74歳	円	2,170円				
(75~79歳		2,830円		75~79歳		2,945円				

80歳以上の方の保険料は取扱代理店までお問合せ下さい。

- ・保険料は、保険始期日(・中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入の場合は中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。 ※団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

4. 対象期間について

長期の継続加入が可能です。保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日まで保険金をお支払いするまで契約を継続できます。

- ※がん、心筋こうそく等の大きな病気等をされて保険金をお受け取りになっても、通算して1,000日分の保険金が支払われるまでは、原因となった病気等を補償対象外とせず、継続できますので、安心して長期に継続加入いただけます。
- *対象期間は、最長1年です。支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。
- *通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。
 - (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。

5. 告 知

告知の大切さについてのご説明

- ●告知書は、お客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- ●告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金が<u>お受け取りいただけない</u>場合があります。 ※「ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

6. 加入手続

専用の加入依頼書・被保険者健康告知書に記入捺印後、福岡医師協同組合にご提出いただきます。 ※ご加入に際し、医師の診断は不要です。被保険者健康告知書をご記入ください。(告知の内容によりご加入をお断りする場合があります。) ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いします。

【加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

- ■商品の仕組み:この商品は所得補償保険、団体長期障害所得補償保 険の各普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- ■保険契約者:全国医師協同組合連合会
- ■保険期間:令和7年9月1日午後4時から1年間となります。
 - ※保険期間の中途でご加入される場合は、毎月、受付をしています。 その場合の保険期間は、中途加入日から令和8年9月1日午後4時までとなります。中途加入日については、取扱代理店までお問い合わせください。
- ■申込締切日:令和7年8月20日 ※中途加入の場合は随時受付しています。
- ■引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等:引受条件(保険金額等)、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - ●加入対象者:〈所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の場合〉 全国医師協同組合連合会の組合員

〈代診費用保険の場合〉医師協同組合の組合員で事業主である医師または法人

●被保険者:〈所得補償保険・団体長期障害所得補償保険の場合〉組 合員(組合員の家族ならびにその従業員およびその家族も含みます。) で有職者の方にかぎります。所得補償保険は新規加入の場合、満 25歳以上満79歳以下(医師以外の方は満69歳以下)で有職者の方 (継続加入の場合は満89歳以下。医師以外の方は満69歳以下)の 方が対象となります。

団体長期障害所得補償保険は新規・継続ともに満69歳以下の医師の方が対象となります。

〈代診費用保険の場合〉医師協同組合の組合員で事業主である医師および事業主と雇用、委任等の契約関係がある方で、満25歳以上満89歳以下(新規加入の場合は満25歳以上満79歳以下)の方を被保険者としてご加入いただけます。

- ●お支払方法:別途ご案内する月よりご指定の口座より引去りさせていただきます。 (月払12回)
- ※中途加入の場合は、別途ご案内する月より、ご指定の口座より引 去りさせていただきます。
- ●お手続方法:右表のとおり必要書類にご記入のうえ、ご加入窓口の福岡医師協同組合までご送付ください。

	ご加入対象者	お手続方法
	新規加入者の皆さま	添付の「加入依頼書」、「告知書」に必要事項 をご記入のうえ、ご提出いただきます。
既加入	前年と同等条件のプラン (送付した加入依頼書に 打ち出しのプラン)で継 続加入を行う場合	書類のご提出は不要です。
八者の皆さま	ご加入プランを変更する など前年と条件を変更し て継続加入を行う場合※1	前年と条件を変更する旨を記載した「加入依頼書」、「告知書」※2をご提出いただきます。 ※2告知書は、保険金額の増額等、補償を拡大 して継続される場合のみご提出が必要です。
6	継続加入を行わない場合	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼 書」をご提出いただきます。

- ※1「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、あらかじめ加入依頼書に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。加入依頼書の修正方法等は福岡医師協同組合までお問い合わせください。
- ●中途脱退:この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入窓口の福岡医師協同組合までご連絡ください。
- ●団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。 次年度以降、割引率が変更となることがありますので、あらかじ めご了承ください。また、団体の加入人数が10名を下回った場合は、 この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- ■満期返れい金・契約者配当金:この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- ■【所得補償保険・代診費用保険】無事故戻し返れい金:保険期間が満了した場合(保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合)において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能(保険金の支払事由)の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
 - (注)保険期間の中途で解約(脱退)等が行われた場合は、無事故 戻しは行いません。

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】

【所得補償保険】

保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の主な内容 保険金をお支払いできない主な場合 次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 ●次の事由によって被った身体障害(病気ま たはケガ)による就業不能に対しては、保 お支払いする保険金の額=保険金額(月額)(※1)× 就業不能期間 険金をお支払いしません。 (保険金をお支払いする期間) (※2)の月数(※3) ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)= 就業ができない期間-支払対象外期間 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 等の使用(治療を目的として医師が用いた (※1)加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月について 場合を除きます。) 被保険者が、 の額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月額)より小さい 補償保 日本国内また ④妊娠、出産、早産または流産 場合は、平均月間所得額となります。 は国外におい ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※1) (※2)加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象 て. 保険期間 を除きます。)、核燃料物質等によるもの 外期間を超えた時から対象期間(1年または2年)が始まり、その対象 中に身体障害 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち 期間内における就業不能の期間(日数)をいいます。 基 (病気または 症」)、腰痛等で医学的他覚所見(※2)のな (※3)就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合 ケガ)を被り、 本 など いもの または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端 補償) その直接の結 ●次の事由によって被ったケガによる就業不 日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 果として就業 能に対しては、保険金をお支払いしません。 (注1)対象期間(1年または2年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、 不能になった ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、 保険金をお支払いしません。 場合 * など 酒気を帯びた状態での運転 (注2)原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重 ●次に該当する就業不能に対しては、保険金 複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしま をお支払いしません。 せん。 ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、 (注3)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、 人格障害、アルコール依存および薬物依存 次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払い します。 等の精神障害を被り、これを原因として生 ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業 じた就業不能 不能となった場合を除きます。 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能

補償の内容【 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合 】続き

保険金	☆をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険(基本補償)(*)	(前ページの続きです。)	①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 (注4)支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (注5)通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。 なお、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 (※)本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 (注6)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合にのみ保険金をお支払いします。 (注7)入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)がセットされていますので、基本補償の支払対象外期間中であっても、入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)についても(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなされた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期間(就業不能の開始した日から7日または4日)を超えた以後の入院については、お支払いの対象となりません。	(注)精神障害拡張補償特約がセットされていますので、気分障害(躁病、血管性認知症、知的障害等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた引動となります(アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはおりません。)。 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張に関してものがその主義・主張に関してものがその主義・主張に関しては、理学的検査、対的行為をいいます。以下同様とします。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨身検査、により記す。
傷害による死亡・後遺障害補償特約	被保由はている。それは、では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは	(1)死亡保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、特約 保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお 支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額=特約保険金額の全額 (2)後遺障害保険金 事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、 その程度に応じて特約保険金額の4%~100%をお支払いします。ただし、 お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、特約保険金額を 限度とします。 後遺障害保険金の額=特約保険金額 ※後遺障害の程度に応じた割合(4%~100%)	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等によるうち症」)、腰痛等で医学の出用具を使用する山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の総操縦(職務としてダウを含みます。)、介えの場合を除な運動を行っている間の事故 ・「もいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのでは、のいくのいくのでは、のいくのいくのでは、のいくのいくのいくのでは、のいくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのでは、いくのいくのいくのいくのでは、いくのいくのでは、いくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのいくのい

- (*)補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。
- (※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1 契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【代診費用保険】

保険金をお支払いする場合 お支払いする保険金の主な内容 保険金をお支払いできない主な場合 被保険者が日 対象期間内に事業主が代行者雇い入れ費用として実際に支出した以下の費 ●次の事由によって被った身体障害(病気ま 用を保険金として事業主にお支払いします。 たはケガ)による就業不能に対しては、保険 本国内または ①代行者の給与、手当、交通費等の費用 金をお支払いしません。 国外において、 ②代行者を雇い入れるための求人広告費等の費用 ①故意または重大な過失 保険期間中に お支払いする保険金の額は、1回の就業不能につき、次の計算式によって ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 身体障害(病 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー 算出した金額を限度とします。 気またはケガ) 等の使用 を被り、その 事業主費用保険金の額=特約保険金額(月額)(※1) (治療を目的として医師が用いた場合を除き (ます。) 直接の結果と × 対象期間内における就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)の月数(※3) ④妊娠、出産、早産または流産 して就業不能 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)(※2)=就業ができない期間-支払対象外期間 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(※ になった結果、 1)を除きます。)、核燃料物質等によるも 事業主が被保 険者の代行者 (※1) 加入依頼書等記載の保険金額(月額)をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額(月 ⑥頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、 を雇い入れる 腰痛等で医学的他覚所見(※2)のないもの ための費用等 額)より小さい場合は、平均月間所得額となります。 など を負担した場 (※2) 加入依頼書等に記載された業務に全く従事できない期間が支払対 ●次の事由によって被ったケガによる就業不 合 象外期間を超えた時から対象期間 (1年) が始まり、その対象期 能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転 間内における就業不能の期間(日数)をいいます (※3) 就業不能期間(保険金をお支払いする期間)が1か月に満たない場合 酒気を帯びた状態での運転 または就業不能期間(保険金をお支払いする期間)に1か月未満の端 日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 ●次に該当する就業不能に対しては、保険金 をお支払いしません。 (注1)対象期間(1年)を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険 金をお支払いしません。 ⑧精神病性障害、血管性認知症、知的障害、 (注2) 原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が 人格障害、アルコール依存および薬物依存 重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払い 等の精神障害を被り、これを原因として生 しません。 じた就業不能 (注3) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合 ⑨妊娠または出産を原因とした就業不能 (注)精神障害拡張補償特約がセットされていますので、気分障害(躁病、うつ病等) は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお 支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経 過した後に就業不能となった場合を除きます。 業主費用補償 統合失調症、神経衰弱、血管性認知症、 知的障害等一部の精神障害を被り、これ ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された 保険金の額 を原因として生じた就業不能はお支払い の対象となります(アルコール依存、薬 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された 物依存等はお支払いの対象とはなりませ 保険金の額 (注4) 支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の ん。) 特 原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場 (※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的も 約 合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経 しくは宗教・思想的な主義・主張を有 する団体・個人またはこれと連帯する 過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、 ものがその主義・主張に関して行う暴 * 後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新 力的行為をいいます。以下同様とします。 たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 (※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、 (注5) 通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金の 神経学的検査、臨床検査、画像検査等 お支払いは、初年度加入(※)および継続加入の保険期間を通算し により認められる異常所見をいいます。 て1,000日を限度とします。 以下同様とします。 なお、初年度加入(※) および継続加入の保険期間を通算して1,000 日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合 があります (※) 本特約をセットした契約への初めての加入をいいます (注6) 支払対象外期間に発生した費用、被保険者との雇用、委任等の契約 関係が消滅した日以降に発生した費用に対しては、保険金をお支払 いしません。 (注7) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間 はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加え た日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。 なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降 である場合にのみ保険金をお支払いします。 (注8)「入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)」がセ ットされていますので、事業主費用補償特約の支払対象外期間中で あっても、入院による就業不能期間(日数)をお支払いの対象として、 事業主費用補償特約の保険金支払方法と同様に、保険金をお支払い します。なお、この特約の対象期間は、就業不能の開始した日から7 日または4日までとなります。 (注9) 入院による就業不能時追加補償特約(支払対象外期間0日)について も(注4)の規定が適用されます。このため、同一の就業不能とみなさ れた場合は、複数回入院されたときであっても、この特約の対象期 間(就業不能の開始した日から7日または4日)を超えた以後の入院 については、お支払いの対象となりません。

- (*)補償内容が同様のご契約(**1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(**2)。
- (※1)所得補償保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。
- (※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただくこと

●特定疾病等対象外特約について

- ・「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。
- (※)「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に 関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

	疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
A群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾患(かいよう性大腸炎・クローン病)、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群	気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群	脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心)など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	房細動 など
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	Ēなど
H群	眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I 群	ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。 ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。 なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

●基本補償の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。
- ・他の保険契約等(**)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部
- (※)「他の保険契約寺」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	50%以下 *健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

●事業主費用補償特約の保険金額の設定について

- ・保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度(※)を踏まえ設定してください。事業主費用補償特約の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
- (※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご確認ください。
- ・他の保険契約等(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。 (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
個人事業主本人が被保険者となる場合	85%以下
上記以外	100%以下

用語のご説明

用語	用語の定義	
疾病 (病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。	
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である加入依頼書等記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。	
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院(※)していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治ゆされた後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、加入依頼書等記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。	
就業不能期間(保 険金をお支払いす る期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※)骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。	

用語のご説明(続き)

用語	用語の定義	
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。(注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。	
所得	加入依頼書等記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。	
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※)骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。	
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。	
対象期間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して加入依頼書等記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して加入依頼書等記載の期間をいいます。	
入院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※)骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。	
平均月間所得額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。	
代行者	就業不能になった被保険者の行うべき業務を代行させる方をいい、その被保険者の代行者を認められる方1名をいいます。	

【団体長期障害所得補償保険】			
保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合	
被本外険障はり結障合 (株国に間に対している) (株国に間に対している) (本外) (株国に間に対している) (本外) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大) (大	被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。 お支払いする保険金の額月額 一保険金額×所得喪失率(※1) (※1)所得喪失率(就業障害発生前の所得額 回復所得額) + 就業障害発生前の所得額(注 1)就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(100万円)を限度とします。(注 2)保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の額と費出します。(注 3)保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。(注 4)補償の対象となる期間は、※の計算式によって算出します。保険金をお支払いする期間(※) 一試業障害である期間 - 支払対象外期間 (※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間 (5年もしくは70歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間 (日数)をいいます。ご加入時に満66歳以上の方は、対象期間は支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年間となります。(注 5)対象期間(5年もしくは70歳に達するまで)を経過した後の期間の就業障害に対して事に対して重ねて保険金をお支払いしません。(注 6)原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、集険金をお支払いできません。(注 7)初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。①被保険者が対策障害となった時のお支払条件により算出された保険金の額②被保険者が対象外期間を超える就業障害が終了した後、その就業障害とよったの月を経過した日の翌日から起算して8・支払対象外期間および対象期間を適用します。(注 8)支払対象外期間および対象期間については、協定書に特別の規定がある場合は、協定書の規定に従うこととします。(注 1) 特神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間および対象期間とので2年を限度とします。	(害し) 別利目除 (いき を) が (の)	

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(※)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちら のご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や 保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

その他ご注意いただくこと

<ご継続の場合も必ずご確認ください。> ●保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得 の平均月間額の範囲内で、健康保険等からの給付額、高額療養費制度等の公的保険制度(※1)

被保険者が加入している 公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の 平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例:個人事業主)	85%以下
健康保険(例:給与所得者)	40%以下
共済組合(例:公務員)	40%以下

- 等も考慮のうえ設定してください。また、他の <u>共済組合(例:公務員)</u> 40%以下 保険契約等(*2)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。 (※1) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html) 等をご 確認ください。
- (※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ●特定疾病等対象外について
- 「特 定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として 「 特定疾病等対象外の 条件」がセットされます。
 - (※)「特定疾病等対象外の条件」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。 補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外とする疾病・症状	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 (注)例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に 関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間(継続契約においても原則として同様です。)

<補償対象外とする疾病・症状の例>

× 1113 12	THIRMSOTE ON THE TOTAL		
疾病群		補償対象外とする疾病・症状	
A群	胃・腸の疾病	炎症性腸疾 患かいよ う性大腸炎・タロ病)、胃・腸・十二指腸のいよ 、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎	など
B群	肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎	など
C群	腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石	など
D群	気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壊疽、自然気胸	など
E群	脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓 弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心)など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑 音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	房細動 など
F群	腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靭帯骨化症	Ēなど
H群	眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
Ⅰ群	ご婦人の疾病	子宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

- ・ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。 ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあり ます。なお、保険期間の中途での削除はできません。
- ・詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。 損保ジャパンは、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議 することがあります。損保ジャパンは、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

用語のご説明

用語	用語の定義
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。) および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸、収た場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
就業障害	(支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと。 (対象期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、 かつ所得喪失率が20%を超えていること。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑 所得に係る総収入金額がら、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
回復所得額	支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。 支払 対象外期間 復職日数(限度)
支払 対象外期間	就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である協定書記載の期間(日数)をいい この期間に対して は保険金をお支払いしま 始。ただし、支払対象外期間中に一 時に復職し、 その原因とな た身体障害により再で就業障害となった場合には、その支払対象 外 間におい て通算した復職日 数が対象外期間に応じた 次の日数以下である場合にかぎり、復職期間は就業 障害が継続していたものとみなし、復職日数を加算した日数を支払対象外期間として適用します。
対象期間	支払 対象外 期間縮の翌日から起算する協定書記載の期間をいい、損保ジャパンが保険金を支払 う期間はの期間をもって限度とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

- 2. ご加入時における注意事項(告知義務等)
 - ●ご加入の際は、加入依頼書・告知書の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - ●加入依頼書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項(※)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。
 - (※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
 - <告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態

告知される方(被保険者)がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

- ★他の保険契約等(※)の加入状況
- (※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- *口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- *告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払 いできないことがあります。
- *損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
 - (※) 保険金額の増額(特定疾病等対象外の削除を含みます。) 等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。 ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- ●次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- ●告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- ●継続加入の場合において、保険金額の増額 (特定疾病等対象外の削除を含みます。) 等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態 等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ●傷害による死亡・後遺障害補償特約の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について 特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。(所得補償保険)
- ●ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)より前に発病(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)または就業障害(保険金の支払事由)についてはお支払いの対象となる場合があります。
- (※1)継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2)医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
 - (注)特別な条件付き(「特 定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。
- 3. ご加入後における留意事項(通知義務等)
- ●加入依頼書等記載の職業または職務を変更された場合(職業または職務をやめられた場合を含みます。)は、ご契約者または被保険者には、 遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務(通知義務)があります。
 - ・変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。 追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - ・変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●加入依頼書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知 ください。
- ●直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の 設定の見直しについてご相談ください。
- ●団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- ●次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ①他の身体障害 (病気またはケガ) の影響等があった場合
 - ②職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③加入依頼書等に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④他の保険契約等がある場合

など

<被保険者による解除請求(被保険者離脱制度)について>

被保険者は、この保険契約(その被保険者に係る部分にかぎります。)を解除することを求めることができます。

お手続方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

- ●保険金の請求状況や被保険者のご年齢によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。 あらかじめご了承ください。
 - <重大事由による解除等>

13

保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明・続き)

該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、所定の日から保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- ●保険金支払事由に該当した場合(就業不能または就業障害が発生した場合等)は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日(就業不能期間または就業障害期間が開始した日等)からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- ●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
1	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票など
2	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能または就業障害状況報告書、事故証明書、メーカー や修理業者等からの原因調査報告書 など
3	身体障害の内容、就業不能または就業障害の状況および程度、 損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書、公的給付控除対象となる額を証明する書類 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書 など
4	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書など
(5)	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
6	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。
- (注 1)就業不能期間または就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能または就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
- (注2)身体障害の内容ならびに就業不能または就業障害の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
- (注3)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
- ●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ●保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師(被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師)の治療を受けている必要があります。【所得補償保険・代診費用保険】
- ●保険金をお支払いする事故がおきた場合、お支払いの内容等により、継続加入の条件を制限することがあります。また、初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

【団体長期障害所得補償保険】

- ●保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。
- 6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに 過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。所得補償保険に ご加入の方で中途脱退(解約)の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いしません。

- ●ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能または就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、 所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に 係る部分についてご契約は効力を失います。
- ●傷害による死亡・後遺障害補償特約をセットされた場合において、死亡保険金を支払うべきケガによって被保険者が死亡されたときは、傷害による死亡・後遺障害補償特約の保険料を返還しません。この場合において、分割払契約の未払込分割保険料があるときは、加入者は保険金の支払を受ける以前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただく必要があります。 (所得補償保険)

8. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが 補償されます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明・続き)

個人情報の取扱いについて

○保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行 うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合 があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがありま す。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と 認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト (https://www.sompo-japan.co.jp/)をご覧いただくか、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。 お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 口補償の内容(保険金の種類)、セットされる特約
- □保険金額
- □保険期間
- 口保険料、保険料払込方法
- 口満期返れい金・契約者配当金がないこと

2.ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 内容をよくご確認ください(告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。)。

口被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。

ロパンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。

口以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらの ご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金を支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の 差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

- 【所得補償保険・代診費用保険にご加入になる方のみご確認ください】 口職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。 被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
 - 口所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、 「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

【団体長期障害所得補償保険にご加入になる方のみご確認ください】

口保険金額(支払基礎所得額)は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、 「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項(契約概要・注意喚起情報の記載事項)をご確認いただきましたか。

□特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」 が記載されていますので必ずご確認ください。

問い合わせ先 (保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

●取扱代理店

福岡医師協同組合 保険川課

〒814-8515 福岡市早良区百道浜1-6-9 TEL 0 9 2 - 8 5 2 - 1 5 4 0 : FAX 0 9 2 - 8 5 2 - 1 5 4 5 (福岡市医師会館2F) (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 福岡支店営業第一課

〒812-8668 福岡市博多区博多駅前2-5-17 TEL 092-481-5310 : FAX092-414-9871 (受付時間:平日の午前9時から午後5時まで)

●保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実 施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し 立てを行うことができます。

般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808 (通話料有料)

受付時間:平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。 [事故サポートセンター] 0 1 2 0 - 7 2 7 - 1 1 0 (受付時間: 24時間365日)

- ●取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。 したがいまして、取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- ●このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載 しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(https://www.sompo-japan.co.jp/)でご参照く ださい(ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。)。ご不明点等がある 場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ●加入者証は大切に保管してください。また、2か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

